

一部負担金ありの医療証の提示がある場合の Q & A

(横浜市・川崎市)

1 一部負担金について

Q1 保険診療の一部負担金額が小児医療の自己負担上限額（通院 1 回 500 円）に満たない場合は、窓口で徴収する金額はどのようになりますか。

A1 一部負担金額を徴収してください。例えば、保険診療の一部負担金が 480 円の場合、480 円を窓口で徴収してください。

また、窓口で徴収する金額は、10 円未満を四捨五入して徴収しますが、レセプトには 1 円単位で記載してください。

Q2 1 日のうち同一の保険医療機関に 2 回受診（電話再診含む。）した場合、小児医療の一部負担金はどのようになりますか。（同日再診）

A2 小児医療の一部負担金は 1 回ごとに 500 円まで徴収しますので、2 回分を徴収してください。

Q3 患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場合（電話再診）はどのようになりますか。

A3 電話再診の場合も、小児医療の一部負担金を徴収してください。

Q4 診療の際検査の必要を認めたと、一旦帰宅し、後日検査を受けにきた場合はどのようになりますか。

A4 後日検査を受けに来た際にも小児医療の一部負担金を徴収してください。

Q5 同一日に医師の診療を行わないで、傷病手当金意見書交付料等を算定する場合は、小児医療の一部負担金はどのようになりますか。

A5 同一日に医師の診察が行われない場合であっても、小児医療の一部負担金を徴収してください。

Q6 歯冠修復物未装着や細菌薬剤感受性検査を算定する場合は、小児医療の一部負担金はどのようになりますか。(未来院請求)

A6 未来院請求でも、小児医療の一部負担金を徴収してください。

Q7 訪問看護の徴収はどのようになりますか。

A7 訪問看護療養費は、1回の訪問につき500円まで徴収します。したがって、1日に2回訪問する場合は、2回分を徴収してください。

Q8 柔道整復師の施術、鍼灸・あんま・マッサージ師の施術の徴収はどのようになりますか。

A8 各療養費は、1回の施術につき500円まで徴収します。したがって、1日に2回施術する場合は、2回分を徴収してください。

また、1回の施術が500円を超えない場合は小児医療での助成がありません。

Q9 総合病院等で複数科受診した場合、小児医療の一部負担金はどのようになりますか。

A9 総合病院等で複数科受診した場合は、一医療機関とみなし、小児医療の一部負担金は1回分を徴収します。ただし、歯科は別になります。

Q10 1日のうち複数の保険医療機関に受診した場合、小児医療の一部負担金はどのようになりますか。

A10 保険医療機関ごとに小児医療の一部負担金を徴収します。ただし、調剤薬局では無料となります。

Q11 国公費負担制度がある場合、小児医療費の一部負担金はどのようになりますか。

A11 小児医療は、他の公費負担制度を優先させることから、他の公費負担制度助成額の自己負担額を対象とします。したがって、他の公費負担制度において窓口負担のある場合においては、その窓口負担を小児医療の対象とし、500円を超えた額を小児医療で助成します。

Q12 川崎市小児ぜん息の医療証がある場合、どのように請求するのでしょうか。

【川崎市のみ】

A12 小児ぜん息と小児医療の両方の医療証の提示があった場合は、同点数（全点が小児ぜん息対象）の場合は、医療保険と小児ぜん息の2者併用で請求し、異点数（一部が小児ぜん息対象外）の場合は、それぞれ分点して医療保険と小児医療、小児ぜん息の3者併用で請求してください。

患者の窓口負担は、1回の受診における小児ぜん息対象外の保険診療の一部負担金が500円を超える場合は、500円を、500円を超えない場合はその額を徴収してください。

また、窓口で徴収する金額は、10円未満を四捨五入して徴収しますが、レセプトには1円単位で記載してください。

2 医療証の資格について

Q1 横浜・川崎市の小児医療費助成事業では、所得制限を設けているが、具体的にはどういうことを意味するのですか。

A1 保護者の所得が一定の額以上のときは、小児医療費助成事業の対象とならず、医療証も発行されません。

なお、所得制限の判定は、医療証を発行する際に行いますので、医療機関の窓口では、医療証の提示があった場合のみ現物給付の取扱いをしていただきますよう、お願いいたします。

Q2 医療証の有効期間はどのように設定されていますか。

A2 医療証の有効期間は、お子様によって異なりますので、必ず医療証の有効期間の記載をご確認いただくようお願いいたします。

3 小児医療の診療報酬明細書の請求について

Q1 小児医療の請求はどこに、どのように行うのですか。

A1 小児医療の請求は、加入している保険が国民健康保険の場合は、神奈川県国民健康保険団体連合会へ、被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金神奈川県支部へ、医療保険と小児医療の併用レセプトにより行っていただきます。

ただし、被用者保険と小児医療の併用に係る柔道整復施術療養費の小児医療部分については、福祉医療（医保分）として、神奈川県国民健康保険団体連合会へ請求してください。

Q&Aに関するお問合せ先

横浜市健康福祉局生活福祉部医療援助課

TEL 045-671-4114

川崎市こども未来局こども支援部こども家庭課

TEL 044-200-2695